

空き家と固定資産税に関して

【ご意見】（令和8年2月17日受付）

年々増え続ける空き家が問題になっていますが、景観や防災面等において生活環境に悪影響を及ぼしているものも有ります。解体しない理由の一つとして、更地にすると固定資産税の優遇措置が無くなってしまおうと言う点が上げられます。

そこで千曲市独自の取り組みとして、解体しても5年間は従来通りの税額で据え置くという事にしてはどうでしょうか。その間に所有者は売却するか利用方法を考える等すれば良いと思います。

【回答】

ご提案いただいた「空き家を解体した後も一定期間、従来税額を据え置く制度」につきましては、空き家の解体を促す方策の一つとしてのお考えであることは理解いたします。

しかしながら、固定資産税は土地や建物の状況に応じて課税される税であり、特定の条件に該当する土地のみ税額を据え置く制度を設けることについては、課税の公平性の観点から慎重な検討が必要となります。このため、市独自の制度として導入することは難しいと考えております。

一方で、市といたしましても、空き家が放置されることによる防災・防犯面や景観面への影響については重要な課題であると認識しております。空き家が解体されずに残ってしまう要因としては、固定資産税の問題だけでなく、解体費用の負担の大きさや、売却・利活用の手続きの煩雑さなど、様々な事情があるものと考えています。

このため市では、所有者の行動を促す観点から、より心理的・経済的な負担が大きい部分への支援を重視し、空き家対策を進めております。具体的には、空き家等の解体費に対する補助制度のほか、空き家バンクによる売却や利活用の支援、家財処分等への補助などを実施し、所有者が空き家を手放しやすく、また活用しやすくするための取組を行っております。

回答 税務課・建築課・ふるさと振興課